スケジュールについて

【企画提案募集年間スケジュール（予定）】

	対象コース	企画提案募集期間
４月	長期高度人材育成コース	10 月下旬～11 月中旬
５・６・７月	知識等習得コース等	11 月下旬～12 月中旬
８・９・１０・１１月	知識等習得コース等	2 月上旬～2 月下旬
１２・１・２・３月	知識等習得コース等	6 月上旬～6 月下旬

※詳細はホームページ掲載にて確認すること。

知識等習得コース等には、建設人材育成コース、デュアルシステムコース、eラーニングコース、高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース、大型自動車一種運転業務従事者育成コースが含まれる。

企画提案募集様式等はホームページ掲載のものを利用のこと。

【４月開講　長期高度人材育成コース】

令和 8 年　10 月下旬　　企画提案募集
令和 8 年　12 月中旬　　審査会開催
令和 8 年　12 月下旬　　選定決定通知
令和 9 年　 2 月上旬　　募集開始
令和 9 年　 3 月中旬　　選考日（面接実施）
令和 9 年　 3 月中旬　　合格発表
令和 9 年　 3 月下旬　　受講手続（テクノスクール）
令和 9 年　 4 月 1 日以降　訓練開始

【５・６・７月開講　知識等習得コース等】

令和 8 年　11 月下旬　　企画提案募集
令和 9 年　 1 月下旬　　審査会開催
令和 9 年　 1 月下旬　　選定決定通知
令和 9 年　 3 月上旬　　募集開始

５月開講

令和 9 年　 4 月中旬　　合格発表
令和 9 年　 4 月下旬　　受講手続（テクノスクール）
令和 9 年　 5 月 1 日　　訓練開始

６月開講

令和９年　５月中旬　　合格発表
令和９年　５月下旬　　受講手続（テクノスクール）
令和９年　６月１日　　訓練開始

７月開講

令和９年　６月中旬　　合格発表
令和９年　６月下旬　　受講手続（テクノスクール）
令和９年　７月１日　　訓練開始

受託要件について

【共通】

１　千葉県物品等入札参加資格（委託）

・企画提案時に入札参加資格決定通知書（８・９年度）の写しの提出が必要です。

※入札参加資格の手続きは県管財課

https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html

・新規の場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き（一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付）を、早急に行ってください。

２　キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は職業訓練指導員の配置

・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

対象コース……訓練期間が１か月を超えるコースが対象

平成 30 年度から長期高度人材育成コースも対象

◆ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものです。

◆ジョブ・カードの作成支援

ジョブ・カード講習の終了により、平成 31 年度以降にジョブ・カードの作成支援ができるのは、職業能力開発促進法第 30 条の３に基づくキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）、教員（学生に対して作成支援を行う場合）、職業訓練指導員（※）（職業訓練の実施に伴い作成支援を行う場合）となります。

３　民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講

◆「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは、
　民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、国内で初となる民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドラインである（平成 31 年 4 月に一部改正）。

◆「職業訓練サービスガイドライン研修」とは、
　平成 26 年 4 月から、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づくＰＤＣＡサイクルを活用した職業訓練の運営のために必要な知識及び技能を習得するための研修のこと。（有料・申込制）。

　平成 30 年度以降に開催される都道府県からの委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定にあたっては、訓練を実施する事業所において、過去 3 年以内（令和 2 年度までの受講は有効期間 5 年以内）にガイドライン研修を受講した者が在籍していることが原則となった。

・令和８年度はｅラーニングでの研修実施（別添リーフレットのとおり）
　【研修内容】5 時間（職業訓練サービス、民間教育訓練機関のマネジメント）
　　受講料 4000 円（税込）
　【有効期限】令和 3 年度の研修からは３年間・令和 2 年度の研修までは５年間
・令和 3 年度からは受講要件を満たしていないと委託できなくなった。
・各事業所単位で、受講者がいることが要件であることに留意すること。

４　その他要件（企画提案募集要領参照）
（１）　千葉県内（ｅラーニングは日本国内）に教育訓練施設を有していること。
（２）　都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
（３）　千葉県物品等入札参加資格（委託）を有すること
（４）　次のいずれにも該当しないこと。
　ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
　イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
　ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
　エ　提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
　オ　その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

（５） 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、次の要件を満たしていること。

ア　訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者１名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を１名以上配置できる体制が講じられていること。

事務担当者は、講師と兼務できないものとする。

イ　カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンについては１人１台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

（６） 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

【長期高度人材育成コース】

５　訓練実績

・受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を２年程度実施、入校実績・修了実績を有する者であること。

就職率要件（過去２年）を就職率要件確認シートで就職率を算定し提出

訓練実績がある場合は訓練生、訓練実績のない場合は一般生徒の実績で算出します。

介護福祉士…就職率 80%

保育士……就職率 80%

専門人材……正社員就職率 80%

※正社員とは、常用雇用者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパート、自営は入りません。

※一般生徒の実績の場合は、就職実績のわかるリストも提供願います。

【知識等習得コース等】

（１） 訓練実績

教育訓練機関で、安定した事業運営が可能と認められ、受託しようとするカリュキュラムと同等の教育訓練を１年程度実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること。

知識等習得コース（就職支援経費の支給対象コース）の特例

＜委託先機関の選定に係る就職率＞

$$\frac{\text{（訓練修了３か月後の就職者数＋就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}} \times １００$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者（一週間の所定労働時間が２０時間以上且つ「雇用期間の定め無し」又は「4 箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者）を指す。

① 上記就職率が初めて３５％未満となった場合
同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が２回連続して３５％未満となった場合
２回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。
（ただし、３回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、３回目が３５％以上となった場合に限り、４回目を委託の対象とする。）

（２）訓練実施体制

教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。

ア 講師は、実技、学科にあっては受講生３０人に１人以上の配置を標準とすること。

イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第３０条の２第２項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

（３）実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であって、真に就業に必要な教育訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能であり、次の要件を全て満たしていること。

ア カリキュラムは、訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

イ　訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術であること。

【e-ラーニングコース】

＜委託先機関の選定に係る就職率＞

$$\frac{\text{（訓練修了３か月後の就職者数＋就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}} \times １００$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者である必要はなく、委託訓練において就職者の条件としている、１か月以上の雇用契約による就職者を指す。

① 上記就職率が初めて３５％未満となった場合
同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が２回連続して３５％未満となった場合
２回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。
（ただし、３回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、３回目が３５％以上となった場合に限り、４回目を委託の対象とする。）

物品・委託等の入札等に参加される皆様へ

物品等入札参加資格についての注意点

物品等入札参加資格について、代表者や所在地、年間代理人などに変更が生じた場合の入札参加に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

株主総会・取締役会等の動向に注意！！

登録事項に変更が生じた場合、
速やかに変更手続きを行ってください。
変更手続きが完了しないまま、入札に参加することはできません。

・変更手続きは、「ちば電子調達システム」により行うことができます。システムへの入力後「入札参加資格記載事項変更届」を印刷し、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口に提出してください。

・提出書類が共同受付窓口に到着後に審査を行い、審査が完了すると、変更内容が「電子入札システム」に反映されます。

・変更事項によっては、変更内容を証明する書類等を添付していただきます。

・提出書類に不備がある場合には、補正の指示等の連絡をしますので、速やかに対応願います。

入札期間中に変更が生じた場合　※要注意※

・変更した内容を、入札の発注所属に必ず連絡してください。
※入札の日程により、参加できない場合がありますのでご留意ください。

・**入札に係る書類には、変更後の内容を記載してください。**

その他詳細（申請マニュアル等）については、**「ちば電子調達システム」ホームページ**を御覧ください。（ＵＲＬ：https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/）
○資格登録・変更届等送付先
〒260-8667　千葉市中央区市場町１－１千葉県庁南庁舎 2F
千葉県電子自治体共同運営協議会　電話　043-441-5551

変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合　※要注意※

・変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づき指名停止が行われることがあります。指名停止となった際には、一定期間入札に参加することはできません。

○資格に関する問合せ先
〒260-8667
千葉市中央区市場町１－１
千葉県総務部管財課調達指導班
電話　043-223-2211

経営者、企業の人事担当者、部下を持つ上司の皆さまへ　　LL010625開キ01

「国家資格キャリアコンサルタント」になって会社を元気にしてみませんか？

■ 国家資格キャリアコンサルタントとは

◆ キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家として、平成28年４月より、職業能力開発促進法に規定された**国家資格**です。

◆ 法律上の守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課されている**名称独占資格**です。

■ キャリアコンサルティングを活用すると

◆ 社員との信頼関係を構築し、社員が抱える課題を把握できるようになります。

◆ 社員の自らの課題の気づき、自発的な職業能力の開発などの取組を、促すことができるようになります。

○キャリアコンサルタントは、企業のほか、大学・学校、教育訓練機関、職業紹介機関等で活躍しています。
○ 部下とコミュニケーションが良くとれるようになったという効果も報告されています。
○ キャリアコンサルタント資格は、退職後のセカンドキャリアにも活用できます。

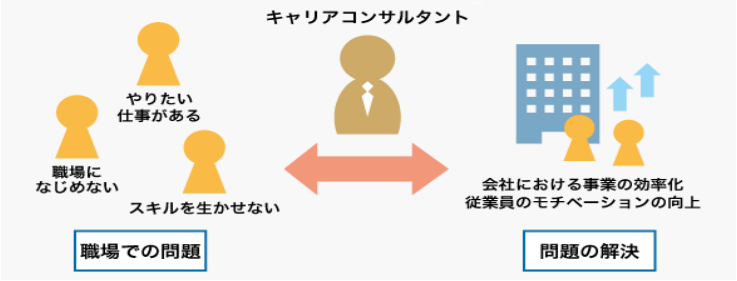

※職業能力開発促進法（第10条の3）では、従業員へのキャリアコンサルティング機会の提供が企業に求められています。

■ 資格取得の方法は

ステップ1：養成講習の受講※1

厚生労働大臣認定の養成講習が、**19の機関で開設**されています（平成31年4月現在）。
講習時間は、**合計140時間**です。
専門実践教育訓練給付金（給付割合最高７割※2）の対象となる講座もあります※3。

※１　キャリアコンサルティングの実務経験が３年以上ある方は、養成講習を受講せずに国家試験を受験することが可能です。
※２　平成29年12日31日以前に受講を開始した方については、給付割合は最高６割です。
※３　専門実践教育訓練給付金の受給に当たっては、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ステップ２：国家試験の受験

学科試験：キャリアコンサルティングに必要な知識について、四肢択一の**マークシート方式**で出題されます。

実技試験：論述試験（事例記録を読み設問に解答する記述式）と、**面接試験**（受験者がキャリアコンサルタント役となり、キャリアコンサルティングを行う15分間のロールプレイなど）があります。

詳しくは各機関の公式サイトをご覧下さい。

キャリアコンサルティング協議会
国家資格 キャリアコンサルタント試験 公式サイト
https://www.career-shiken.org/

https://www.jcda-careerex.org/

ステップ３：キャリアコンサルタントの登録

国家資格キャリアコンサルタントになるためには、国家試験合格後、**キャリアコンサルタント名簿に登録することが必要です。**
2019年5月現在、全国で4万4千人を超える方が登録しています。

詳しくは公式サイトをご覧下さい。

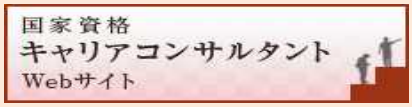

https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/entry.html

厚生労働省ホームページもご覧ください。
キャリアコンサルタント　厚生労働省　検索

あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

「国家資格キャリアコンサルタント」導入のメリット！

～ 社員の満足感が向上したほか、キャリア形成にも好影響 ～

■ キャリアコンサルティングの効果・意義

直接的な効果

- 上司・部下のコミュニケーションの促進
- 社員の意識や職場の課題把握

人事施策との相乗効果

- 社員の定着促進
- 社員の職業能力の向上

広範な経営施策との相乗効果

- 業績の向上
- 生産性の向上

■ キャリアコンサルティングに関する調査・報告

◆ キャリアの専門家に相談経験のある方は、職業生活全般において満足感がアップ！

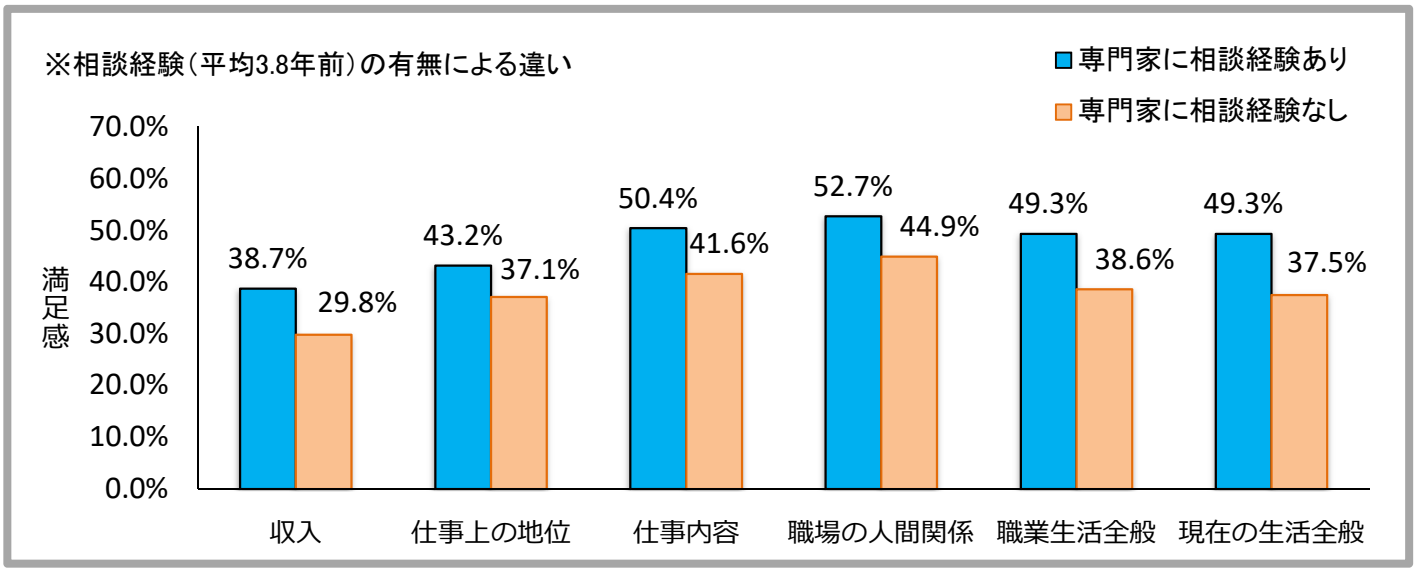

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策レポートvo.12」（平成31年３月）

◆ キャリアの専門家への相談によって多くの方が、職業生活の変化などを実感！

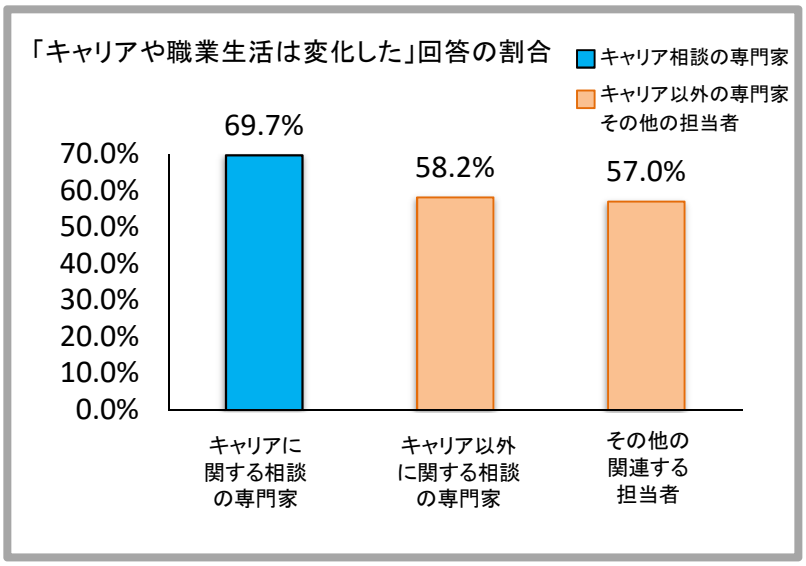

労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.191」（平成31年３月）

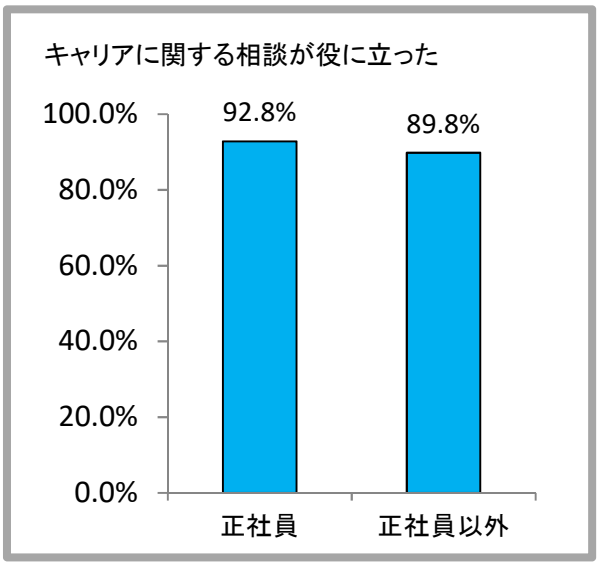

厚生労働省「能力開発基本調査」（平成30年度）

職業訓練指導員になるには

職業訓練指導員になるためには、高校などの先生と同じように、指導員の「免許」を取得する必要があります。
取得方法は複数ありますので、主な取得方法をご紹介します。

指導員免許を取得するための主なルート

職業訓練指導員には１２３種の免許職種があります。
免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、取得にあたっては、いくつかのルートがあります。
いずれのルートにおいても、本人から都道府県に申請し、各都道府県知事により交付されます。

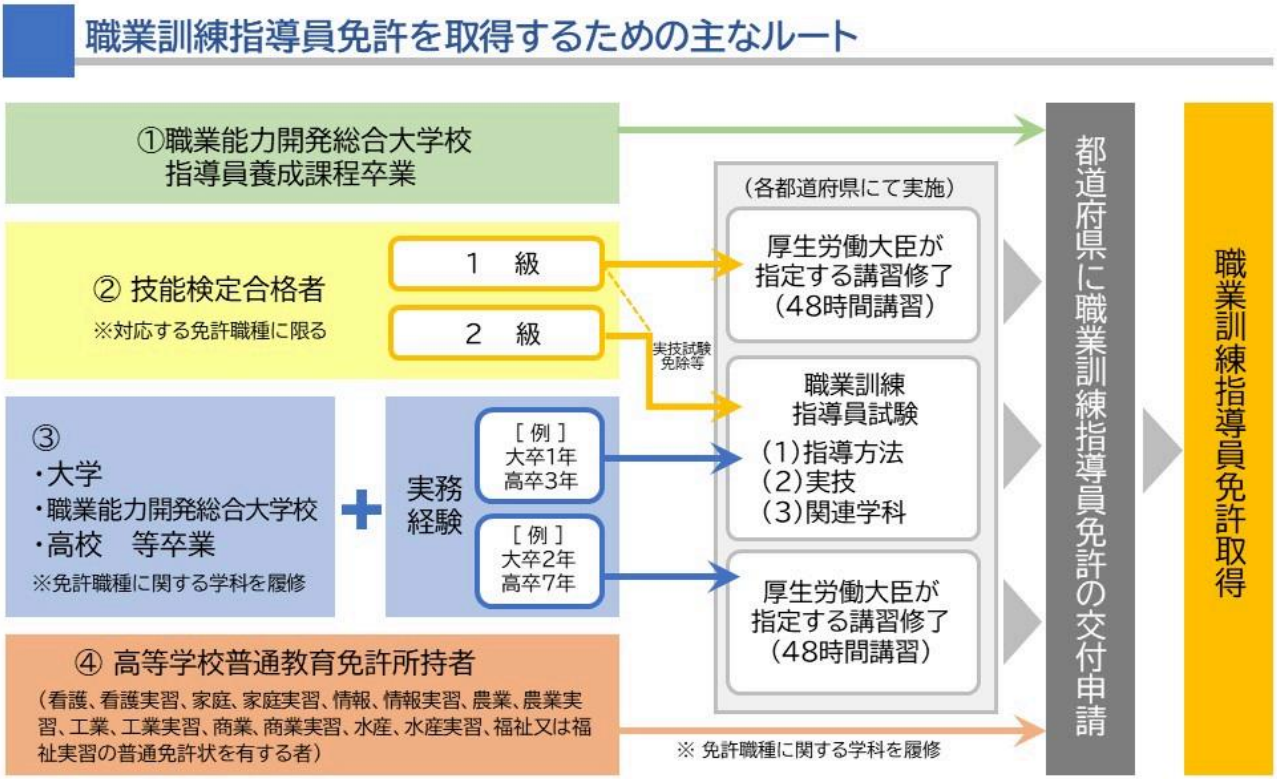

職業能力開発総合大学校の指導員養成課程を修了

指導員養成課程とは、普通職業訓練を担当できるテクノインストラクターを養成する課程です。
指導員養成課程の訓練内容は、以下のリンクをご覧下さい。

職業能力開発総合大学校　指導員養成課程

職業訓練指導員試験に合格

職業訓練指導員試験とは、職業能力開発促進法第３０条第１号の規定により、都道府県において実施する試験です。
試験に合格された方には「合格証書」が交付されます。

試験の内容について

1　指導方法＜学科試験＞／全免許職種共通
2　取得を希望する免許職種に関する＜学科試験＞
3　取得を希望する免許職種に関する＜実技試験＞
・１～３全ての試験に合格することで、免許の申請が可能になります。
・１の試験は、例年ほぼ全ての都道府県において実施しています。
・２，３の試験は、職業訓練実施状況等に応じて、一部の都道府県にて実施しています。

都道府県が実施する「職業訓練指導員試験」のご案内

各都道府県において毎年度試験を実施していますが、実施職種・実施時期は、各都道府県で異なります。
受験にあたっては、免許職種に関する実務経験等が必要となります。

受験資格や、試験の一部免除等の要件については、各都道府県の担当者へご照会下さい。

○ 職業訓練指導員試験　実施情報（都道府県の公示情報へのリンク）
○ PDF 職業訓練指導員試験についてのお問い合わせ先一覧［135KB］

職業訓練指導員講習（４８時間講習）を修了

職業能力開発促進法施行規則第３９条第１号の規定に基づいて実施している講習です。
受講資格の要件を満たした場合に、受講が可能となります。

受講資格について

以下の表のように、受講する際には、免許職種に関する学科の履修や訓練の修了、技能検定の職種合格の資格等をお持ちであることが必要です。
また、受講をお申し込みの際には、「履修証明書」や「修了証明書」、「単位取得証明書」「成績証明書」などを併せてご提出いただく必要があります。

＜主な受講資格と、必要な実務経験の年数＞

受講資格	必要な実務経験の年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	-
高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	１年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	３年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	４年
普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	６年
普通課程（規則別表第２）の普通職業訓練(養成訓練)の修了者	７年

受講資格	必要な実務経験の年数
短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10年
専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年
大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	２年
外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	２年
短大・高専卒業者（免許職種に係る学科を履修）	４年
高等学校卒業者（免許職種に係る学科を履修）	７年

注１：「必要な実務経験の年数」は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。
注２：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・バルコニー施工職種は該当しません。
注３：免許職種に係る学科とは職業能力開発促進法施行規則の別表11における関連学科となります。

講習の実施予定等、詳細は、PDF 各都道府県の職業能力開発主管課［135KB］ までお問い合わせ下さい。

職業訓練指導員免許職種（全１２３職種）と技能検定の関係について

職業能力開発促進法施行規則「別表11の２」において、職業訓練指導員の「免許職種（全123職種）」と「技能検定職種」の対応関係を規定しております。全ての技能検定職種に対応しているものではございませんのでご注意下さい。

PDF 職業能力開発促進法施行規則 別表１１の２［165KB］

職業訓練指導員になろう！

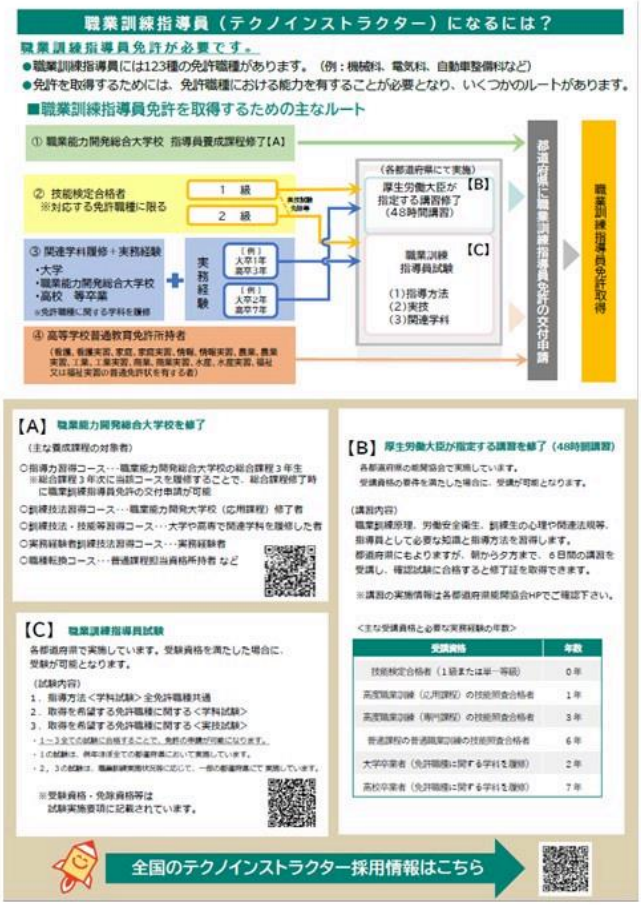

◇PDF 職業訓練指導員（テクノインストラクター）になろう！［1.3MB］

人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室　基準・指導員係

Get Adobe Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

【別表】職業訓練指導員免許職種（123職種）と技能検定職種との対応表

職業能力開発促進法施行規則　別表11の2

免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	金属溶解／鋳造／粉末冶金／ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理／金属材料試験
機械科	機械加工／非接触加工（放電加工）／金型製作／工業彫刻／仕上げ／機械検査／機械保全／油圧装置調整／テクニカルイラストレーション／機械・プラント製図／切削工具研削
溶接科	
塑性加工科	金属プレス加工／工場板金／鉄工／ 建築板金
構造物鉄工科	鉄工
金属表面処理科	めっき／アルミニウム陽極酸化処理
電子科	電子回路接続／電子機器組立て／半導体製品製造／自動販売機調整
メカトロニクス科	電気機器組立て／シーケンス制御
電気科	電気機器組立て／シーケンス制御／自動販売機調整／電気製図
電気工事科	
コンピュータ制御科	
発変電科	
送配電科	
自動車製造科	内燃機関組立て
自動車整備科	
自動車車体整備科	
航空機製造科	
航空機整備科	
鉄道車両科	鉄工／鉄道車両製造・整備
造船科	鉄工
時計科	時計修理
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工／光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
計測機器科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整
製材機械科	切削工具研削／製材のこ目立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
建設機械運転科	
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
織機調整科	織機調整
織布科	
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木型科	木型製作
木工科	木工機械調整／機械木工／家具製作 ／建具製作／製材のこ目立て
木材工芸科	漆器製造
竹工芸科	竹工芸
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	製版／印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形／強化プラスチック 成形
レザー加工科	
ガラス科	ガラス製品製造
ほうろう製品科	ほうろう加工

免許職種	技能検定職種
陶磁器科	陶磁器製造
ブロック建築科	れんが積み／ブロック建築／エーエルシーパネル施工
石材科	石材施工／コンクリート積みブロック 施工
麺科	製麺
パン・菓子科	パン製造／菓子製造
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造／酒造
建築科	建築大工／枠組壁建築／バルコニー施工／建築図面製作／サッシ施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官／タイル張り
築炉科	れんが積み／築炉
畳科	畳製作
配管科	配管／浴槽設備施工
住宅設備機器科	
さく井科	さく井／ウェルポイント施工
建設科	型枠施工／鉄筋施工／コンクリート 圧送施工
枠組壁建築科	建築大工／枠組壁建築／バルコニ ー施工／建築図面製作
プレハブ建築科	
スレート科	スレート施工
建築板金科	建築板金
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工／表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工／ガラス施工／サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
測量科	
ボイラー科	
クレーン科	
港湾荷役科	
化学分析科	化学分析
公害検査科	
漆器科	漆器製造
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装／塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
フォークリフト科	
電気通信科	
電話交換科	
工業包装科	工業包装
事務科	
貿易事務科	
流通ビジネス科	
介護サービス科	
写真科	写真
理容科	
美容科	
ホテル・旅館・レストラン科	
観光ビジネス科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
建築物設備管理科	ビル設備管理
日本料理科 中国料理科 西洋料理科	調理
臨床検査科	
デザイン科	
フラワー装飾科	フラワー装飾
情報処理科	

厚生労働省 JEED

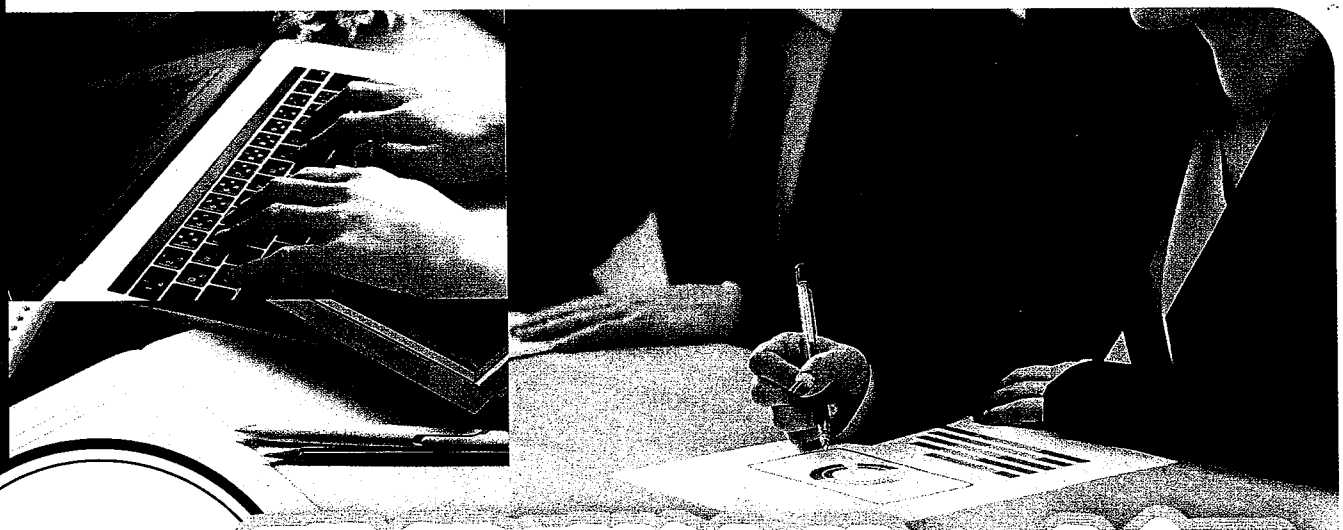

民間教育訓練機関の皆様へ

職業訓練サービスガイドライン

研修・適合事業所認定のご案内

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスとマネジメントの質の向上を目的として厚生労働省が策定したガイドラインです。
このガイドラインは、民間教育訓練機関の提供する自発的な職業訓練サービスのほか、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座により実施する職業訓練サービスの質の確保・向上を目的としています。

ガイドラインの構成

ガイドライン本文	職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組みを記載しています。
質向上のための取組例	ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載しています。
質向上のための自己診断表	自己診断表に基づいて自己診断（セルフチェック）に取り組むことで、職業訓練サービスや事業改善において必要な改善点を「見える化」できます。

研修と適合事業所認定については、次のページを確認ください

職業訓練サービスガイドライン研修とは？

令和８年度から
JEEDが実施！

職業訓練サービスガイドライン研修（以下「研修」という。）は、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づき、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営に必要な知識及び技能を習得するための研修です。

求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須です。

研修について

対象者	民間教育訓練機関の訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など
受講料	4,000 円（税込）
申し込み	Web サイトからお申し込みください。 (https://www.jeed.go.jp/js/training/guideline_kensyu.html)
内　容	e-ラーニング学習（５時間程度）
研修スケジュール	令和８年５月開始 ※詳細、最新の情報については上記 Web サイトをご覧ください。

研修カリキュラム（５時間）

1. 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状
2. PDCA サイクルの基本と職業訓練における意義
3. 職業訓練サービスの質の向上の取組
4. 民間教育訓練機関のマネジメント
5. 自己診断表
6. PDCA サイクルの各事例

申し込み～受講証明書発行までの流れ

1. Web 申し込み	Web サイトの申し込みフォームよりお申し込みください。 （申し込みはインターネットでのみ受け付けております。）
2. 受講料の支払い	【お支払い方法】銀行振込 ※ 申し込み完了後、ご案内する指定口座にお振り込みください。
3. e-ラーニング受講	入金確認後、e-ラーニング用の ID/ パスワードを発行しお知らせします。LMS（Learning Management System）上で動画教材の視聴、確認テストおよび修了テスト等を行っていただきます。
4. 受講証明書の発行	研修の修了後、LMS 上で受講証明書を発行します。

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（以下「適合事業所認定」という。）は、ガイドラインに基づき、委託訓練、求職者支援訓練及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインへの適合状況を認定する制度です。

認定マークで訓練の質の確保・向上への取組をPR

適合事業所認定の審査料は5万円（税込）

※令和８年度から審査料が変わりました。

認定を取得するメリット

- ☑ **訓練の質が客観的に評価され利用者からの信頼度向上**
- ☑ **業務の明確化・改善と訓練の質の向上**
- ☑ **求職者支援訓練・委託訓練（一部）の加点要素**
- ☑ **適合事業所としてWebサイトで公表**
  ※厚生労働省Webサイトでも公表

申請～認定までの流れ

1. 申請

本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）に所定の申請書類等を提出します。申請受理後、ご案内する指定口座に審査料をお振込みください。

2. 審査

申請書類等をもとにJEEDが書類審査を行います。
書類審査により判断することが困難な項目がある場合等、必要に応じて現地審査（又はリモート審査）を実施します。関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているか判断されます。

3. 認定

適合の場合には、JEEDから事業所へ認定証（ゴールド・シルバー・ブロンズ）が付与されます。

※申請後、追加の書類提出や補正等を講じていただく場合があります。

主な申請要件

1．申請事業所において、ガイドラインに基づき、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、「自己診断表兼補正報告書」における認定基準を満たしていること。
2．審査の対象範囲は事業所単位とすること。同一訓練実施機関が複数の事業所で認定取得を希望する場合は、事業所ごとに申請を行うこと。
3．申請事業所において、研修の有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
4．申請事業所において、以下に掲げる教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
（1）委託訓練
（2）求職者支援訓練
（3）教育訓練給付制度の指定講座

※申請要件は上記の他にもございます。本認定の詳細はWebサイトをご確認ください。

よくあるご質問

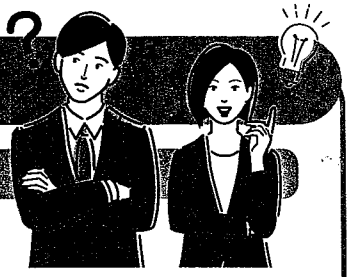

職業訓練サービスガイドライン研修

Q ガイドライン研修の受講対象者の範囲を教えてください。

A 本研修は、公的職業訓練（ハロートレーニング）を実施している又は実施する予定である民間教育訓練機関に所属する方（訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など）を対象としています。民間教育訓練機関において様々な役割の方にガイドラインの内容を理解していただくことで、より円滑な訓練運営を行うことが期待できますので、ぜひ受講をご検討ください。なお、民間教育訓練機関に所属していない一般の方も受講可能です。

Q 私の運営する教育訓練機関で、これから求職者支援訓練の認定申請をする予定です。この研修は必ず受講しなければならないものですか。

A 求職者支援訓練の認定にあたっては、当該訓練を実施する事業所（職業訓練を実施する施設）において、研修を修了し、職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する方（役職は問いません）の在籍が必須です。受講修了者が在籍していない場合には、受講が必要となります。

Q 企業や団体が一括して研修を申し込むことはできますか？
また、研修申込後の受講期限はありますか？

A 本研修は、個人でのお申し込みのみ受け付けております。複数名でのお申し込みをご希望の場合は、お手数ですがお一人ずつお手続きしてください。受講期限等は、申込期間ごとに異なります。詳細な研修実施スケジュールについては、JEEDのWebサイトをご確認ください。

Q 受講証明書の有効期間について教えてください。

A 研修修了日から３年間になります。

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定

Q 適合事業所認定について、審査の基準を教えて欲しい。

A 本認定は、ガイドラインの各項目に適合しているか申請書類及び証拠書類（必要に応じて現地審査等）により審査を実施します。認定審査時の「適合」の判断の基準として「自己診断および審査の基準（※）」をご活用してください。
※Web サイトをご確認ください。

Q 申請から認定取得までには、どのくらいの期間がかかりますか。

A ご提出いただいた申請書類等の再提出・追加提出・補正の有無によって前後しますが、最短でも２～３か月程度の期間がかかります。

お問い合わせ

＼らしく、はたらく、ともに／

JEED 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
TEL 043-213-7168・7169（電話受付時間：平日10～17時）
担当：公共職業訓練部　訓練支援課

別添

長期高度人材育成コース

審査票（令和　年　月開講）

訓練の種類:

委員氏名

評価項目		評価基準	提案番号		
			実施施設		
			コース名		
			配点	採点	点数
1	企画提案内容		**40**		
	①業務内容の理解	・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。 ・離職・転職者及び企業ニーズを把握し、それを踏まえた提案内容となっているのか。 ・仕上がり像が明確であるか。	10		
	②訓練内容の独自性、企画力	・実現性のある訓練が実施できるのか。（企業実習を実施する場合は、実習先が確保されているか。） ・時代のニーズに対応し、カリキュラムに創意工夫がなされているか。 ・カリキュラムは仕上がり像と整合性を有しているか。 ・デジタルリテラシーに関する内容がカリキュラムに組み込まれているか。 ・デジタルリテラシーのうち情報セキュリティに関する事項が組み込まれているか。	10		
	③就職支援内容の独自性、企画力	・必要な就職支援業務を実施しているか。 ・訓練受講中の訓練生に対する支援が、効果的な内容であるか。 ・未就職の訓練修了生に対する支援が、効果的な内容であるか。 ・効果的な独自提案があるか。	10		
	④定着支援内容の独自性、企画力	・必要な定着支援業務を実施しているか。 ・定着支援対象者に対して効果的なフォローアップができるか。	10		
2	業務遂行能力		**35**		
	⑤業務実施体制	・業務を円滑に実施するための体制（人数・役割）は妥当であり、業務遂行に無理はないか。 ・事務責任者や専任の事務担当が配置されているか。 ・再委託がある場合、再委託先や再委託する業務内容は適正か。 ・オンラインで訓練を実施できるか。 ・「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所」の認定を受けているか。	10		
	⑥訓練運営体制	・カリキュラムに対応した講師の確保する見込みはあるのか。 ・必要な講師数を確保する見込みはあるか。	5		
	⑦就職支援体制	・就職支援責任者として配置する人材は適切か。 ・キャリアコンサルタント等の就職支援を担当する者の人数・役割は妥当であるか。	5		
	⑧定着支援体制	・定着支援を担当する者の人数・役割は妥当であるか。	5		
	⑨施設・設備の確保	・訓練に必要な施設・設備は確保されているか。	5		
	⑩業務を円滑に実施することができるのか。	・業務を円滑に実施するための経験・実績等があるか。	5		
3	事業の効果		**20**		
	⑪事業の効果	・目標が設定されているか。 ・目標達成に向けた取り組みや工夫があり目標の達成が期待できるか。 ・安定した雇用に結びつく成果が期待できるか。 ・就職実績は十分なものか。 ・職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいるか	20		
4	経費の妥当性		**5**		
	⑫経費の積算	・訓練実施経費の積算根拠は明確で、合理的な内容であるか。 ・訓練生の経費負担は必要最低限なものが計上されているか。	5		
合　　計			**100**		

採点は、項目ごとに5段階評価とし、
極めて良いを「５」、良いを「４」、普通程度を「３」、良くないを「２」、極めて良くないを「１」とする。

※採点において「１」（極めて良くない）をつけた場合は、その理由を記載してください。

長期高度人材育成コース関係Q＆A

内容	回答
高等学校や大学等の新規学卒未就職者は、対象者になるか。	新規学卒未就職者は対象となりません。また、学卒未就職者であって受講申し込み時点で学校卒業後1年以上経過していない者も対象となりません。
受講対象者の年齢について「概ね55歳未満」ではないのか。	55歳以上のものであっても、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング等により受講の必要性について、求職者の状況に応じて個別に判断することになったため、年齢制限についてはパンフレットに記載をしないこととしています。
オンライン訓練等は委託訓練として認められるか。	国家資格の取得を目的とする指定養成機関の養成課程又は専門職大学院課程の履修の手法として認められたものであれば、委託訓練を実施する手法として認められます。
保育士の養成施設においては、幼稚園教諭の資格も一緒に受講できるコースも存在するが、このようなコースは設定してよいか。 また、この場合の修了要件はどのように判断するか。	必須科目以外で任意で受講できる場合は、有償、無償にかかわらず、訓練カリキュラムには含めないでください。（経費から除いてください。） 幼稚園教諭の資格も必須である場合は、訓練のカリキュラムに設定することは可能ですが、訓練における主目的とする国家資格（保育士）の取得が修了要件となります。 なお、修了要件として設定した資格を取得できなかった場合は、その時点で修了要件を満たさず退校処分を行う必要があるため、留意してください。 また、定着支援費の対象となるのは保育士資格を条件として就職した場合のみとします。
1単位時間が90分の場合、訓練時間の計算方法はどのようにするのか。	委託訓練においては、1単位時間90分＝2時間として算定してください。 その場合は、委託訓練カリキュラム（提案書様式3）も2時間として積算する必要があります。
講師の「指導経験年数」と「実務経験年数」はどう算定するのか。	「指導経験年数」：担当科目の教育機関等での指導経験年数 「実務経験年数」：担当科目の訓練内容に関する実務経験（就労経験）年数 訓練開始予定である令和9年4月1日現在予定で記載してください。
訓練となる講義以外に学校行事（学校祭や旅行など）を行う場合があるが、どのように取り扱えばよいか。	参加するか否かは訓練生の判断に委ねるものとします。なお、カリキュラム以外の学校行事の実施は委託の範囲に含まれないため、学校行事に係る経費は訓練に要する実費として認められません。提案書様式9では計上しないで積算してください。なお、参加する場合は訓練生の自己負担となりますので、提案書様式9－2の任意徴収欄に記載してください。
委託費について、一般の訓練コースにおける授業料も勘案することとされている一方で単価の上限があるため、事実上一般の受講者（以下「一般生」という。）が支払う学費となるのか。	委託費については、上限単価の範囲内で一般生と同額以下となる経済的な委託費単価を設定してください。
専門学校等において一般の受講者希望者から入学検定料を徴収している場合、委託訓練においても徴収してよいのか。また、徴収してよい場合、自己負担とするのか又は訓練実施経費に含めるのか。	委託訓練は訓練期間中に対する1人一月あたりの単価で契約することとしているため、委託費に入学検定料を含めることは困難であり、徴取しないことを前提にしています。
訓練の実施において、テキストなど教材の他に道具や材料の費用が別途必要となる場合については、教材費として自己負担となるのか。	教材費については、原則自己負担となります。ただし、一般生の受講料に一部の教材費も含まれている場合は、訓練生も同額であれば切り出して自己負担とする必要はありませんが、入学時に教材費として徴収する場合や、入学後に別途必要となるものについては自己負担として整理し、提案書様式9－2に、具体的な内容ごとに必ず明示してください。
応募倍率は応募者と受験者どちらを分母に算定したらよいか。	応募倍率＝入校者／応募者　で算定してください。
提案の要件である就職率80%（介護福祉士、保育士以外のコースは正社員就職率80%）はどのように計算するのか。	それぞれのコースの実績要件の算定の方法は、提案書の様式にある就職率要件確認シートのとおりです。入力シートに実績を入力し提出してください。
正社員就職率を算定する際の正社員とは何を指すのか。	常用労働者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパートタイム、自営は入りません。
定着支援費の対象となる修了就職者とは何を指すのか。	訓練修了後3箇月以内に訓練に関連する職業に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）を指します。「訓練に関連する職業に就職」とは、訓練の修了要件となっている資格を条件として就職した場合をいいます。
企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格（委託）については、何年度のものが必要なのか。	企画提案の応募にあたっては、令和8・9年度の入札参加資格が必要です。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続きを、早急に行ってください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html